

労働相談Q & A

Q

失業手当の給付制限期間にアルバイトをすると給付額が減りますか

減額はされないが、ハローワークへ申告を

A

失業手当の給付制限期間は、自己都合退職の場合、雇用保険の失業給付手続きをして7日間の待機後2カ月間（5年間のうち2回まで。3回目からは3カ月間）です。同期間中にアルバイトなどをして、給付額が減額されることはありませんが、働いた日をハローワークに申告する必要があります。

なお失業手当を受給するには、ハローワークが指定する日に来所して失業認定を受けることが必要です。